(d)　「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供されるサービスをいう。

(e)　「直接税」とは、所得若しくは財産の全部又は所得若しくは財産の要素に対する全ての租税（財産の譲渡によって生ずる収益に対する租税、遺産、相続及び贈与に対する租税、企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税並びに財産の価額の上昇に対する租税を含む。）をいう。

(f)　「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(g)　「他の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i)　他の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であって、当該他の締約国又は当該他の締約国以外の締約国の領域において実質的な事業活動に従事しているもの

(ii)　業務上の拠点を通じてサービスの提供が行われる場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人

(A)　他の締約国の自然人

(B)　(i)に規定する他の締約国の法人

(h)　(i)　法人が締約国の者によって「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii)　法人が締約国の者によって「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii)　法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(i)　「措置」とは、締約国による措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

注釈　「措置」には、サービス貿易一般協定が対象とする範囲内の租税に係る課税措置を含める。

(j)　「締約国による措置」とは、次の措置をいう。

(i)　締約国の中央、地域又は地方の政府及び機関がとる措置

(ii)　非政府機関が、締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとる措置

(k)　「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置」には、次の措置を含む。

(i)　サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii)　サービスの提供に関連して、締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii)　締約国の領域におけるサービスの提供のための他の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(l)　「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の領域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(m)　「他の締約国の自然人」とは、他の締約国の領域に居住しているか否かを問わず、当該他の締約国の法律の下で次のいずれかの要件を満たす自然人をいう。

(i)　当該他の締約国の国民であること。

(ii)　当該他の締約国において永住する権利を有すること（当該他の締約国が、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定を改正する第一議定書（以下「第一議定書」という。）が効力を生じた後に他の全ての締約国に通報するところにより、自国の永住者に対し、サービスの貿易に影響を及ぼす措置に関し自国民に与える待遇と実質的に同一の待遇を与える締約国である場合に限る。）。ただし、いずれの締約国も、当該他の締約国の永住者に対し、当該他の締約国が当該永住者に与えることとなる待遇よりも有利な待遇を与える義務を負うものではない。その通報には、当該他の締約国が自国の法令に従い自国民に対して負う責任と同一の責任を自国の永住者に対して負うことの保証を含む。

注釈　カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及び日本国については、他の締約国の自然人は、当該他の締約国の法律の下で当該他の締約国の国民である自然人（当該他の締約国の領域に居住しているか否かを問わない。）に限る。したがって、この章の規定は、相互主義の原則に従い、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及び日本国の永住者については、適用しない。これらの締約国のうちいずれかの締約国が他の締約国又は非締約国の永住者の待遇に関する法律を制定した場合には、当該締約国に関し、この章の規定に基づく自然人の対象範囲に永住者を含めるか否かの問題について全締約国間で交渉を行う。

(n)　「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。

(o)　サービスの「分野」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　特定の約束については、締約国の特定の約束に係る表に記載する当該サービスの一若しくは二以上の又は全ての小分野

(ii)　当該サービスの分野の全体（当該サービスの分野の全ての小分野を含む。）

(p)　「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他のマーケティングの全ての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及び航空運送サービスに適用される条件を含まない。

(q)　「サービス」には、政府の権限の行使として提供されるサービス以外の全ての分野における全てのサービスを含む。

(r)　「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(s)　「他の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i)　他の締約国の領域から又はその領域において提供されるサービス。海上運送については、他の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスをいう。

(ii)　業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスの提供が行われる場合には、他の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(t)　「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。

注釈　法人がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、この協定に基づいてサービス提供者に与えられる待遇が当該業務上の拠点を通じて与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される領域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。